

人材紹介契約書

～抜粋～

第 10 条（対価）

1. 甲は、乙が紹介した応募者を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、以下に定めるコンサルティングフィー及びその消費税相当額を支払う。この場合、甲及び乙は、内定時において、当該応募者の氏名、入社予定日、理論年収、コンサルティングフィーの額等必要な事項を内定確認書により確認するものとする。

ただし、基本コンサルティングフィーは以下のとおりとし、求人案件により、甲乙協議の上、定めるものとする。

基本は、コンサルティングフィー 理論年収の 20%～40%

もしくは、求人企業様と取り決めた手数料額

理論年収：月額給与（＝基本給与＋職務手当＋地域手当＋役職手当）12 ヶ月分と年間賞与（＝2 ヶ月分の月額給与）の合計額

※（通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金については含まれない。ただし、割増賃金が固定で支払われる場合には月額固定給に含まれるものとする。）

2. 応募者が甲に入社後、明らかに当該応募者の責により解雇されるに至った場合、又は当該応募者が自己都合によって退職した場合は、乙は受領したコンサルティングフィーの一部を就業期間に応じて以下の要領で甲に返還するものとする。ただし、コンサルティングフィーのうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し当該残高を支払うものとする。

入社日から起算して 1 ヶ月以内

コンサルティングフィーの 50 %相当額

入社日から起算して 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内

コンサルティングフィーの 30 %相当額

3. 前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職又は解雇されるに至った場合には、乙は受領したコンサルティングフィーの一切を甲に返還することを要せず、未払いのコンサルティングフィーがある場合は、甲は乙に対して当該未払分を全額支払わなければならない。

4. 乙は甲に対して、応募者が甲に入社(新卒の場合は内定承諾)後速やかに本条第 1 項に定めるコンサルティングフィーを請求し、甲は、応募者が入社(新卒の場合は、内定承諾)した月の翌月末日（当該末日が金融機関の非営業日であった場合は直前の営業日）までに、請求されたコンサルティングフィー及びその消費税等相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。

～抜粋～

(甲)

(乙) 福岡県福岡市西区小戸四丁目 5 番 33 号 コスモハイツ 204
株式会社WAKU Works
代表取締役 井上 次郎